

「パートナーシップ構築宣言」

当社は、サプライチェーンの取引先の皆様や価値創造を図る事業者の皆様との連携・共存共栄を進めることで、新たなパートナーシップを構築するため、以下の項目に重点的に取り組むことを宣言します。

1. サプライチェーン全体の共存共栄と規模・系列等を超えた新たな連携

直接の取引先を通じてその先の取引先に働きかける（「Tier N」から「Tier N+1」へ）ことにより、サプライチェーン全体での付加価値向上に取り組むとともに、既存の取引関係や企業規模等を超えた連携により、取引先との共存共栄の構築を目指します。その際、災害時等の事業継続や働き方改革の観点から、取引先のテレワーク導入やBCP（事業継続計画）策定の助言等の支援も進めます。

2. 「振興基準」の遵守

親事業者と下請事業者との望ましい取引慣行（下請中小企業振興法に基づく「振興基準」）を遵守し、取引先とのパートナーシップ構築の妨げとなる取引慣行や商慣行の是正に積極的に取り組みます。また、下請取引以外の企業間取引についても、取引上の立場に優劣がある企業間での取引の適正化を図るという下記項目の趣旨に留意します。

① 価格決定方法

不合理な原価低減要請を行いません。取引対価の決定に当たっては、下請事業者と少なくとも年に1回以上の協議を行うとともに、下請事業者の適正な利益を含み、下請事業者における労働条件の改善が可能となるよう、十分に協議して決定します。その際、「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」に掲げられた行動を適切にとった上で決定します。また、原材料費やエネルギーコストの高騰があった場合には、適切なコスト増加分の全額転嫁を目指します。なお、取引対価の決定を含め契約に当たっては、契約条件の書面等による明示・交付を行います。

② 型管理などのコスト負担

「型取引の適正化推進協議会報告書」に掲げられている「型取引の基本的な考え方・基本原則について」や、「型の取扱いに関する覚書」を参照して型取引を行い、不要な型の廃棄を促進するとともに、下請事業者に対して型の無償保管要請を行いません。

③ 下請代金の支払条件

当社は、下請代金支払遅延等防止法の運用基準変更への対応として、既に「当月末〆、翌月末100%現金支払」を支払条件とする運営を行っており、引続き運用基準を遵守してまいります。

④ 知的財産・ノウハウ

「知的財産取引に関するガイドライン」に掲げられている「基本的な考え方」や、「契約書ひな形」を参照して取引を行い、片務的な秘密保持契約の締結、取引上の立場を利用したノウハウの開示や知的財産権の無償譲渡・無償ライセンス等は求めません。

⑤ 働き方改革等に伴うしわ寄せ

取引先も働き方改革に対応できるよう、下請事業者に対して、適正なコスト負担を伴わない短納期発注や急な仕様変更を行いません。災害時等においては、下請事業者に取引上一方的な負担を押し付けないように、また、事業再開時等には、できる限り取引関係の継続等に配慮します。

3. その他（任意記載）

サプライチェーン全体の共存共栄に向け、VE(Value Engineering)活動を一次取引先、二次取引先以降も含め、サプライチェーン全体へ拡大します。生産性改善に寄与するとともに VE 手法、ノウハウを共有することで、複層化したバリューチェーン構築の中で互いに「価値創造」ができる体制を目指し、成果配分は「50/50(フィフティ・フィフティ)」を基準に協議の上取り決めることとします。

当社では取引先満足度調査を実施し当社との取引における下請事業者の満足度を把握しており、当社側に課題等がある場合には詳細を把握して必要な改善を進めています。

当社は「ホワイト物流」推進運動に賛同しており、「自主行動宣言」を表明して持続的・安定的物流に取り組んでいます。また、運送以外の役務を含めた契約内容を明確化し、また、取引先が労働関係法令・運送事業関係法令等を遵守できるように必要な配慮を行っています。

2024 年 10 月 1 日

(2025 年 1 月 20 日 代表者役職名変更による更新)

(2025 年 4 月 1 日 代表者変更による更新)

三菱電機モビリティ株式会社

代表取締役 取締役社長 田中 和徳

企 業 名

役職・氏名（代表権を有する者）

(備考)

- ・本宣言は、(公財)全国中小企業振興機関協会が運営するポータルサイトに掲載されます。
- ・主務大臣から「振興基準」に基づき指導又は助言が行われた場合など、本宣言が履行されていないと認められる場合には、本宣言の掲載が取りやめになることがあります。